

納骨堂の返還届を申請される方へ

お手数ですが、「西宮市立納骨堂」を返還される場合には必要書類を添付して「納骨堂返還届」の提出をお願いいたします。また、返還する際には、必ずご親族等と協議し合意のうえでお手続きください。なお、窓口にお越しの際には窓口に来られた方の本人確認をさせていただきますので、運転免許証、健康保険証などをご用意ください。

西宮市立満池谷納骨堂返還の流れ

西宮市が管理している納骨堂を返還する場合は、納骨壇の中に収蔵されているお骨を引き上げて納骨壇の中からすべてのご遺骨を取り出したうえで市に返還していただきます。

※返還する際には、先に新たな納骨堂等の施設を探す必要があります。

届出者は、使用者(名義人)となります。但し、使用者が死亡している場合は、事前に、承継(名義変更)手続きを行った上で、使用者(名義人)から届出をしてください。

■提出書類

(1)返還の届出

- ①「納骨堂返還届」
- ②「納骨堂使用許可書」(見当たらない場合は「紛失申立書」をご提出ください。)
- ③ 納骨堂使用者の住民票(本籍地の記載のある発行後3ヶ月以内のもの)
- ④ 委任状(業者に手続きを委任する場合のみ提出してください。)
- ⑤ 本人確認資料(運転免許証・マイナンバーカード)など。

(2)改葬の申請(手数料は1体につき300円)

- (3)満池谷納骨堂からのご遺骨の引き取り 鍵の返却
- (4)新しい遺骨の収蔵先への納骨

届出にあたっての注意事項

- 返還手続きを業者に委任される場合は委任状を適宜作成し記入、押印してください。
- 返還手続きについては、斎園管理課事務所のみで受け付けています。
(各墓地管理事務所では、返還届は申請できません。)

○ 改葬許可の申請について

改葬許可の申請は、西宮市に納骨の届出がなされている方に限られます。

実際には納骨されていても、届出がなされていないと改葬の許可は出来ませんので、その場合は新たに納骨の届出をしたうえで改葬許可の申請をしてください。

返還にあたっては、あらかじめ納骨(埋蔵)記録についてお問い合わせください。

※なお、使用許可書の紛失などにより、許可書の再交付が必要な場合は、斎園管理課で「使用許可書再交付申請」を行っていただく必要があります。

問い合わせ先

住所：〒662-0918 西宮市六湛寺町 3-1 東館 7 階 西宮市 斎園管理課
電話番号：0798-35-3306